

農整第355号
令和2年8月14日

一般社団法人
富山県建設業協会会長 殿

富山県農林水産部長



「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」の
一部改定（通知）

富山県農林水産部所管建設工事に係る「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」については、令和元年7月12日付け農整第167号に基づき試行しているところですが、下記のとおり一部を改定しましたので通知します。

記

1 試行要領の一部改定

- 1) 適用工事について、施設機械工事を新たに対象とする。
- 2) 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防対策にあたっては、真夏日の定義を日最高気温が「30℃以上の日」から「28℃以上の日」とする。

2 適用年月日

1の1)について

令和2年4月1日以降の契約工事から適用する。

1の2)について

令和2年8月14日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。

なお、真夏日の定義を日最高気温が「28℃以上の日」とするのは、令和2年5月11日以降とする。

3 送付資料

- 1) 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」試行要領
- 2) 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」試行要領 新旧対照表